諮問庁:金融庁長官

諮問日:平成30年7月6日(平成30年(行個)諮問第121号)

答申日:平成30年11月12日(平成30年度(行個)答申第132号)

事件名:本人に係る「「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金 の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出につ いて定める命令の一部を改正する命令(案)」の公表について」に

対する意見の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

2016年5月22日付け「「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正する命令(案)」の公表について」に対する意見(以下「本件文書」という。)に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成29年4月19日付け金総第2898号により金融庁長官(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った不訂正決定(以下「原処分」という。)について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書(その内容は別紙のとおり。)のとおりに訂正を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載 によると、おおむね以下のとおりである。

(1)審査請求書

(前略)

文書の偽造・ねつ造を認めた上で、文書を訂正するように申し立てます。

本文書は、開示請求に対して、ねつ造・改ざんした情報を開示したものである。

特定職員A氏が、FAXを送れなかった事実を認めている。FAXの電源を抜いていたので送れなかったと電話をかけてきている。

開示の決定書に記載されている、総務企画局企画調査室の担当が「特

定職員A」氏。

開示の決定書に記載されている,総務企画局政策課 情報公開・個人情報保護室の担当は「特定職員B」氏。

総務企画局企画課調査室の担当「特定職員A」氏が受け付けて、総務 企画局企画課調査室のパブリックコメントの担当職員に送っている20 16年5月22日付け(2通目),2016年5月23日付けの情報が 正しい。

同じ日付のパブリックコメントの受け付けした職員と、宛先の職員は 同じになります。

全部開示の決定(金総第6406号 平成28年8月12日付け)に基づく、平成28年8月23日付け保有個人情報開示の実施方法等申出書に対して、開示の実施をしなかった文書。平成28年10月19日付け保有個人情報開示請求書に対して、既に開示をしたと嘘をついてきた文書「パブリックコメント2016年5月22日付け(1通目)」は、受け付けた職員と宛先の職員を改ざんしている。

(後略)

(2) 意見書

(前略)

3の、訂正請求の対象は、文書の一番上の職員の氏名と、宛先の職員 の氏名の訂正請求をしている。

事実に基づき、情報を訂正するように申し立てます。

(中略)

金融庁は組織的・計画的に計画して実行した不正を、理由説明書で、 一切説明していない。

2016年5月22日付け(1通目)の開示の実施をしなかった理由を回答していない。

2016年5月22日付け(2通目)と,2016年5月23日付けの宛先の職員の氏名を不開示にして開示の実施をした理由を回答していない。

全部開示の決定の文書が、全部開示されていない状態で、訂正請求をしなければならなかった。

金融庁の情報開示は、重大かつ明確な瑕疵がある。

3回目の開示請求で開示の実施があった文書の訂正請求の審査請求書が, 諮問番号 平成30年(行個)諮問第121号。

1回目の開示請求で開示の実施があった文書の訂正請求の審査請求書が, 諮問番号 平成30年(行個)諮問第124号。

金融庁が1回目の開示請求で決定のあった文書の開示の実施をしなかったため1回目の開示請求で開示の実施があった文書の訂正請求書の日

付が3回目より後になっている。

決定のあった文書の開示の実施をしない時点で不自然でおかしい。 (中略)

審査請求書と、訂正内容を一部変更する。

文書の改ざんは犯罪であり、事実に基づき訂正しなければならない。 『訂正

宛先に記載されている職員の氏名は

総務企画局企画課調査室の担当「特定職員A」氏と総務企画局政策課情報公開・個人情報保護室の担当「特定職員B」氏以外の、総務企画局企画課調査室の職員の氏名が記載されていた。

パブリックコメントをFAXで送れない期間があった事実を公表せずに隠ぺいした職員がいる。

全部開示の決定の文書に、不開示部分のある文書を作成するよう等、 指示した職員がいる。

「特定職員A」氏に確認することで、改ざん前に記載されていた職員の氏名は、簡単に特定できる。』

『訂正

2016年5月22日付け(1通目)には、宛先の職員に関する情報、パブリックコメントをFAXで送れない期間があった事実に関する情報が記載されていた。パブリックコメント以外の情報が記載されていた。』

(後略)

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成29年3月31日付け保有個人情報訂正請求(同年4月3日受付。以下「本件訂正請求」という。)に関し、処分庁が、法30条2項に基づき、原処分を行ったところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思科する。

1 本件訂正請求について

(1) 本件訂正請求に係る保有個人情報について

本件訂正請求は、審査請求人が平成29年2月27日付け金総第13 95号(以下「本件開示決定」という。)により開示決定を受けた本件 対象保有個人情報の一部について訂正を求めるものである。

(2) 本件文書について

本件文書は、金融庁が公表した「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正する命令(案)」に対して、審査請求人が電子政府の総合窓口から金融庁宛てに送信したパブリック

コメントに関する意見であり、その体裁は、パブリックコメント受付専用メールアドレスからパブリックコメント受付担当者宛てに転送されたメールを出力したものである。

(3) 本件訂正請求の対象

本件訂正請求は、本件文書の最上部に記載されている職員の氏名をメール宛先欄に記載されている職員の氏名に訂正するよう求めるものと解される。

2 原処分について

- (1)処分庁は,本件対象保有個人情報を訂正しない旨の決定を行った。
- (2)処分庁が上記(1)のとおり決定した理由はおおむね次のとおりである。
 - ア 本件訂正請求に係る保有個人情報の利用目的は、総務企画局企画課調査室において受け付けたパブリックコメントの内容を十分に検討し、適切に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正する命令」を改正するためである。
 - イ 本件訂正請求に係る保有個人情報は、請求者から提出された金融庁 ウェブサイトを経由して送信された文書の写しを当庁において保管し ているものにすぎず、これらに記載されている請求者に係る個人情報 は、何ら変更されていないため、法29条の「訂正請求に理由がある と認めるとき」に該当せず、訂正義務があるとは認められない。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、本件訂正請求のとおりに訂正するよう申し立てている。

4 原処分の妥当性について

(1) 訂正請求対象情報該当性について

本件対象保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が法1 2条1項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示され た自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号に 該当する。

そして、本件対象保有個人情報は、メール文である本件文書を出力した職員の氏名が記載されているものであるから、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

(2) 訂正の要否について

上記(1)のとおり、本件文書の最上部にはメール文である当該文書 を出力した職員の氏名が表示されるのである。

そして,本件文書は,本件開示決定を行った際,情報公開事務担当者 が当該受付担当部署から受領した本件文書を自己の端末から出力したも のであって,現に同文書の最上部には情報公開事務担当者の氏名が表示 されている。

したがって、本件対象保有個人情報に係る記載は、「事実でない」とは認められず、本件訂正請求は、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

5 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思科する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年7月6日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年8月7日 審査請求人から意見書を収受

④ 同年11月1日 審議

⑤ 同月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、審査請求人が平成29年2月27日付け金総第1395号(本件開示決定)に基づき開示を受けた本件対象保有個人情報の一部について、別紙のとおりの訂正を求めるものであり、処分庁は、法29条の当該訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙のとおりの訂正をするよう求めている ところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、審査請求人が 訂正を求めている保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否 について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

- (1) 訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に 該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でな いと思料するときに行うことができると規定される。
- (2)本件対象保有個人情報は、法に基づく保有個人情報開示請求により、 処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報であることから、 法27条1項1号に該当する。
- 3 訂正の要否について
- (1) 当審査会において、諮問庁から本件文書の提示を受けて確認したところ、本件文書は、審査請求人が電子政府の総合窓口から金融庁宛てに送信したパブリックコメントに関する意見であり、その体裁は、パブリックコメント受付専用メールアドレスから当該パブリックコメントに関す

る意見提出先窓口の担当者宛てに転送されたメールを出力したものであることが認められた。このうち審査請求人が訂正を求めている部分は、本件文書の最上部に記載されている職員の氏名(以下「本件対象訂正請求部分1」という。)及びメール宛先欄に記載されている職員の氏名(以下「本件対象訂正請求部分2」という。)であることから、当該部分は、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

- (2) 本件対象訂正請求部分1について
 - ア 本件対象訂正請求部分1には、特定職員Bの氏名が記載されている。
 - イ 審査請求人は、本件対象訂正請求部分1はパブリックコメントを受け付けた職員の氏名であり、特定職員Aに訂正することを求めていると解される。
 - ウ この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象訂正請求部分1は、メール文である当該文書を出力した職員の氏名が表示される部分であって、情報公開事務担当者である特定職員Bが、本件開示決定の際に、当該パブリックコメントに関する意見提出先窓口の担当者である特定職員Aから本件文書の電子データの提供を受けこれを自己の端末から出力したため特定職員Bの氏名が記載されている旨説明する。
 - エ 当審査会において、本件文書を確認したところ、その記載から諮問 庁の上記ウの説明は首肯でき、本件対象訂正請求部分1には、パブリ ックコメントを受け付けた職員ではなく、自己の端末から出力した者 の氏名が記載されているものと認められる。

したがって、審査請求人の上記イの主張は、事実に反する情報の訂正を求めるものではないことから、当該部分につき、法 2 9 条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということはできない。

- (3) 本件対象訂正請求部分2について
 - ア 本件対象訂正請求部分2には、特定職員Aの氏名が記載されている。
 - イ この点につき、諮問庁は上記第3において説明をしていないことから、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、電子政府の総合窓口に提出されたパブリックコメントに関する意見は、当該パブリックコメントの受付担当者に自動的に電子メールで転送されることとなっており、本件対象訂正請求部分2は、転送先の職員名が記載される部分であって、当該パブリックコメントの受付担当者である特定職員Aの氏名が記載されている旨説明する。
 - ウ 審査請求人は、本件対象訂正請求部分2について、具体的個人は特定できないものの特定職員Aとは異なる職員の氏名が記載されていたところ、金融庁がこれをねつ造・改ざんしたとして当該職員の氏名に

訂正することを求めていると解されるが、上記イの諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められないことから、当該部分につき、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということはできない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学,委員 常岡孝好,委員 中曽根玲子

別紙(保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由)

趣旨 開示請求に対して、ねつ造・改ざんした情報を開示したことが明白であるため訂正を請求する。過去に遡り、記録の改ざんを行うことは違法である。 理由 「保有している情報は同一である」「保有している情報」と「開示している情報」が同一であることが法の前提にある。

法令等遵守は、「過去に遡って、記録の改ざんはできない」ことで担保されている。

過去に遡り、記録の改ざんを行うことは違法である。

本文書は以前、平成28年6月22日付け保有個人情報開示請求書で

「金融庁総務企画局企画課調査室宛て

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律 第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正する 命令(案)」の公表について

にインターネットによる御意見(e-Gov)で送った文書

2016年5月22日付け2通

2016年5月23日付け」

を開示請求して、全部開示(金総第6406号 平成28年8月12日付け) の決定が出ている。

しかし開示の実施が無かった。問い合わせと不作為の審査請求書を無視するので、平成28年10月19日付け保有個人情報開示請求書で開示請求している。

平成28年10月19日付け保有個人情報開示請求書を開示請求のあった日から30日以上たった平成28年12月5日付けで、「既に開示の実施をしている」と嘘をついて返送してきた。

平成28年12月24日付で、平成28年10月19日付 保有個人情報開示請求書と同一の内容で開示請求をした。決定を60日間に延長して、平成29年2月27日付けで、全部開示の決定をして、開示の実施がされたものである。

以前開示された、2016年5月22日付け1通、2016年5月23日付けには、全部開示の決定が出ているのに、不開示部分のある文書の開示の実施が行われている。

金融庁は、問い合わせと不作為の審査請求書を現在に至るまで無視している。 パブリックコメントをFAXで送れなかった件に、不開示にしている宛先の 職員が関係していることは明白である。

不開示部分のある文書では、パブリックコメントの受け付けた職員 「特定職員A」

宛先の職員が 不開示になっている。

本文書は

パブリックコメントの受け付けた職員 「特定職員B」 宛先の職員が 「特定職員A」になっている。 訂正

パブリックコメントの受け付けた職員 「特定職員A」

宛先の職員が 不開示になっているので、特定できないが、金融庁の保有している以前開示された、2016年5月22日付け1通、2016年5月23日付けの文書に記載されている職員の氏名

同じパブリックコメントの受け付けた職員と、宛先の職員は同じである。 文書の偽造・ねつ造は明白である。開示した情報は事実ではない。 記録のねつ造と改ざんが明白であるため文書の訂正を請求する。 訂正権は、文書のねつ造・改ざんを訂正するものではない。 文書のねつ造・改ざんを認めた上で、訂正するように申し立てます。 (後略)